

浦幌町生活交通ネットワーク計画協議会規約

平成25年3月8日制定

平成25年9月4日改正

(設置)

第1条 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(平成23年国総計第97号。以下「要綱」という。)に定める生活交通ネットワーク計画(以下「計画」という。)の素案作成に関する協議及び道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議を行うため、浦幌町生活交通ネットワーク計画協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、北海道十勝郡浦幌町字桜町15番地6(浦幌町役場内)に置く。

(協議事項等)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 計画の素案作成の協議に関すること。
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (3) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (4) その他協議会が必要と認めること。

(組織及び任期)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織し、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

- 2 会長は、浦幌町副町長をもって充てる。
- 3 副会長及び監事は、会長が指名する者をもって充てる。
- 4 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長不在のとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計監査を行い、会計監査の結果を会長に報告しなければな

らない。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告し、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、会議出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して出席を求めることができる。

6 会議は、原則として公開で行うものとし、会議に関する情報は、浦幌町ホームページ等を利用して公表する。ただし、会議を公開又は会議に関する情報を公表(以下「公開等」という。)することにより、公正かつ円滑な議事運営等に支障が生じると認められる場合については、公開等を行わないことができる。

7 協議会で協議が整った事項については、委員は、その協議結果を尊重しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(軽微な事項に関する取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては、会長は、委員に対し、書面による賛否を求めて、会議の決議に代えることができる。

(分科会)

第9条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ、協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、浦幌町まちづくり政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第12条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 協議会の委員の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則 (平成25年 3月 8日 議決)

この規約は、平成25年 3月 8日から施行する。

附 則 (平成25年 9月 4日 議決)

この規約は、平成25年 9月 4日から施行する。

別表（第4条関係）

| 区分 | 団体 | 委員 |
|---|--------------------|----------------|
| 要綱第3条第1項第1号 (都道府県又は市区町村) | 北海道十勝総合振興局 | 十勝総合振興局長が指名する者 |
| | 浦幌町 | 副町長及び副町長が指名する者 |
| 要綱第3条第1項第2号 (交通事業者又は交通施設管理者等) | 十勝バス株式会社 | 代表又は代表が指名する者 |
| | 毎日交通株式会社 | |
| | 有限会社北海陸運 | |
| | 門工業株式会社 | |
| | 北海道旅客鉄道株式会社 浦幌駅 | 帯広開発建設部長が指名する者 |
| | 帯広開発建設部 | |
| 十勝総合振興局帯広建設 管理部浦幌出張所 | 浦幌出張所長が指名する者 | |
| 要綱第3条第1項第3号 (地方運輸局) | 北海道運輸局帯広運輸支局 | 帯広運輸支局長が指名する者 |
| 要綱第3条第1項第4号 (協議会が必要と認める者) | 学識経験者 | 副町長が指名する者 |
| | 池田警察署 | 池田警察署長が指名する者 |
| | 浦幌町商工会 | 代表又は代表が指名する者 |
| | 浦幌町連合行政区長会 | |
| | 浦幌町女性団体連絡協議会 | |
| | 浦幌町老人クラブ連合会 | |
| | 身体障害者福祉協会浦幌町分会 | |
| 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会十勝地区 交通運輸産業労働組合協議会 | | |